

公 告

分任契約担当官
自衛隊札幌地方協力本部長
菅股 弘信

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
8M101CC01190	8M101A66014 0001						
品名 または 件名							
技能訓練（介護職員初任者研修）							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
契約業者が指定する場所							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				平成30年11月14日（水）～平成30年12月20日（木）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊札幌地方協力本部 総務課 会計班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：平成30年10月2日（火）14時00分 自衛隊札幌地方協力本部 2階応接室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙第1のとおり。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
- (7) 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合

4 契約書の作成

落札者は落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

5 落札決定方式

- (1) 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たって、入札書に記載された総額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該総額に関しては108分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。

6 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。

(3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(4) 13時45分入室可

(5) 入札者は、入札書下部等余白に下記内容を承諾のうえ記載すること。

【当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記件名の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。】

(6) 郵便による入札は事前に承認を得るものとし、この際封筒に「入札書在中（入札件名）と明記し、資格審査結果通知書（写）を同封し、平成30年10月1日（月）1700までに自衛隊札幌地方協力本部総務課会計班へ必着とする。この際、担当岡田に送付の旨を連絡するものとする。

(7) 再度入札は直ちに実施する。ただし、郵便入札等を含む入札において再度入札を行う場合、平成30年10月5日（金）14時00分に実施する。この際、郵便により入札する場合は、6（6）と同様の方法で、平成30年10月5日（金）12時までに自衛隊札幌地方協力本部総務課会計班に必着させること。

(8) 入札に参加する者は、「単位対応表」を確認すること。

(9) 入札に関する事項の問い合わせ先

札幌市中央区北4条西15丁目1 自衛隊札幌地方協力本部 総務課 会計班（担当：岡田）
TEL(011)631-5471

(10) 調達物件に関する事項の問い合わせ先（調達要求部署）

札幌市中央区北4条西15丁目1 自衛隊札幌地方協力本部 援護課 総括班（担当：西）
TEL(011)631-5473

7 公告掲示場所

(1) 掲示場所：札幌商工会議所、自衛隊札幌地方協力本部、札幌駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、苗穂分屯地 自衛隊札幌地方協力本部ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/sapporo/>

(2) 掲示期間：平成30年9月18日～平成30年10月2日

調達要求番号：8M101A66014

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
技能訓練（介護職員初任者研修）	札幌地本 - Z援15	
	作成	平成30年 9月 7日
	変更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊札幌地方協力本部
<p>1 適用範囲 この仕様書は、自衛隊札幌地方協力本部が実施する技能訓練（介護職員初任者研修）について規定する。</p> <p>2 実施要領 介護職員初任者研修の資格を取得するために必要な技能訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 期間 平成30年11月14日（水）～平成30年12月20日（木） （土・日曜日及び祝祭日を除く。）</p> <p>(2) 訓練時間 0900～1600までの間において1日あたり6時間を基準とし、適宜休憩をとるものとする。 なお、送迎に要する時間は訓練時間に含まない。</p> <p>(3) 履行場所 契約業者が指定する場所</p> <p>(4) 受講者の送迎 真駒内駐屯地と履行場所間における送迎（訓練開始・終了時に合わせた送迎の実施）</p> <p>(5) 履修人員 20名</p> <p>(6) 訓練内容 別紙第2のとおり</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 契約を締結した業者は、訓練開始前に訓練のカリキュラムを作成し、官側の承認を得るものとする。</p> <p>(2) 送迎間における車両事故に関しては、契約業者側の責任とする。</p> <p>(3) 訓練で使用するテキスト代金は、履修者負担とする。</p> <p>(4) 履修人員の変更が生じた場合の教材等費用については、変更契約により増減するものとする。</p> <p>(5) 本仕様書に定めがない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、契約担当者と協議のうえ、決定するものとする。</p>		

訓練内容(基準)

内 容 等	時間 (h)
職務の理解	6
介護における尊厳の保持・自立支援	9
介護の基本	6
介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9
介護におけるコミュニケーション技術	6
老化の理解	6
認知症の理解	6
障害の理解	3
こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5
振り返り	4
計	1 3 0
介護技術等の復習	2 5
計	2 5
修了試験	1
計	1
合 計	1 5 6

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合、ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合、ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合